

## 東京都児童福祉審議会 第10回専門部会 議事録

1 日時 平成16年4月13日(火) 17:57~19:54

2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

### 3 会議次第

<議事>

#### 1 議事

(1) 資料説明

(2) 審議

#### 4 出席委員

網野武博部会長、浅川澄一委員、窪田由美委員、松原康雄委員、山田昌弘委員

<臨時委員>大日向雅美委員、永瀬伸子委員

#### 5 資料

(1) 東京都福祉審議会専門部会委員名簿

(2) 第10回専門部会行政側名簿

(3) 最終報告書(案)

(4) 第10回企画起草委員会における主な意見

#### 6 議事録(全文)

### 開会

○松岡子ども家庭部計画課長 お待たせいたしました。まだ少し時間がありますが、大日向委員が遅れるということですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、行政側のメンバーに異動がございましたのでご紹介いたします。資料2の行政側名簿の、備考欄に「新」と入っている方が異動によって変わった方でございます。

それでは、委員の方々の出席につきましてご報告をさせていただきます。本日は柏女委員、高原委員、大川委員の3名から所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。専門部会の委員10名のうち、ご出席とご連絡をいただいているのは7名でございますので、定足数に達することをご報告させていただきます。先ほど申し上げましたように、大日向委員は

少々遅れていらっしゃるようでございます。

次に、お手元の会議資料の配付を確認させていただきます。

資料1は東京都児童福祉審議会の専門部会委員名簿、資料2は第10回専門部会の行政側の名簿、資料3は最終報告書(案)、資料4は第10回企画起草委員会における主な意見、となっております。

それでは、網野部会長に進行をお願いいたします。

○網野部会長 ただいまから、第10回専門部会を開催いたします。

1月から、最終報告のまとめに向けて、延べ4回、企画起草委員会を開きました。ほとんどの委員の方が出席して、いろいろご意見をいただき、この企画起草委員会で検討した内容を事務局でまとめていただきました。これを最終報告書の(案)として専門部会に報告し、改めて専門部会としての検討を行いたいというのが、本日の趣旨であります。

まず、資料3の最終報告(案)に関して、事務局から、具体的に内容に沿って、企画起草委員会で検討してきたものの説明を受けたいと思います。その上で、審議を行いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 委員長からもお話がありましたように、本日は専門部会という位置づけでございますので、企画起草委員会でまとめた案を報告する、ということになりますので、最初から説明をさせていただきます。

まず、「第1 最終のまとめにあたって」、「1 『中間のまとめ』の概要」ですが、ここでは、「中間のまとめ」の内容について、改めて確認をしています。家庭や地域の養育力が弱まっている現状を挙げ、子育てを社会全体でバックアップしていくことや、都市型保育ニーズへの対応の必要性を指摘した上で、硬直的・画一的な現在の保育制度が、ニーズの変化や拡大にマッチしなくなっていることを取り上げ、既存の保育システムの見直しが必要になっていることを提言した。具体策としては、多様な事業者の参入による供給拡大や、直接契約制度の導入による業者の選択の幅の拡大などを挙げております。

次の「2 『中間のまとめ』以降の保育をめぐる状況」では、「中間のまとめ」を出した後の状況の変化について概括をしております。

まず、「(1) 次世代育成支援対策推進法の制定及び児童福祉法一部改正への対応」というところでは、昨年7月に成立した次世代育成支援対策推進法、それから、児童福祉法の改正により、自治体の責務として、16年度中に次世代育成支援計画と保育計画策定を策定し、17年度から実施することが求められているということを挙げております。

次に、「(2) 国における公立保育所負担金の一般財源化」のところでは、三位一体改革の一環で、16年度から、公立保育所の運営費国庫負担部分が一般財源化されたということを挙げております。

「(3) 区市町村で進む公設民営化」のところでは、15年9月からの指定管理者制度の創設などの影響もあり、保育所の公設民営化の動きが都内でも加速しているということを挙げております。

「(4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築」ですが、ここでは、東京都の制度であるサービス推進費を、これまでの、施設の規模等から一律に算定される仕組みから、都として望ましいサービス水準を確保するとともに、都民ニーズの高いサービスの実施や、サービス向上に向けた施設の努力が報われる仕組みへと再構築をしたということを挙げております。

「(5) 国における幼保一体総合施設の検討」のところでは、国において、就学前の教育・保育を一体としてとらえた、一貫した総合施設の設置が検討されているということを挙げております。

続いて「3 最終のまとめにおける問題意識」のところですが、ここでは、最終のまとめにあたっての問題意識の確認をしております。現在の東京では、すべての子育て家庭が、必要とする時期や、形態は様々であるとしても、何らかの保育サービスを必要としている。しかし、制度の上でも、また、人々の意識の上でも「保育サービス＝認可保育所」という考え方が根強く残っていて、公費投入や公的関与の面でも、認可保育所と他の保育サービスとの間には大きな差がある。すべての子育て中の家庭に、在宅サービスも含めた何らかの保育サービスが必要という考え方に立ち、利用者本位の、新たな保育制度のあり方と、都として取るべき方策を提言するということとしております。

「第2 新しい保育施策の方向」の「1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充」では、すべての子育て家庭が保育サービスを必要とし、それに対応する必要があるという趣旨を説明しております。「中間のまとめ」では、保育を必要とするすべての人が、必要なときにいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるようにすべきことを挙げた。しかし、大都市で増加している長時間勤務の人や夜間勤務、不規則勤務の人などは、昼間勤務を常態とするという働き方ではないために、認可保育所を利用できず、二重保育をしたり、ベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ないという状況が生じている。また、在宅で子育てをしている家庭にとっても、保護者の急病や育児疲れなどのときに、安心して子どもを預けられる保育サービスが必要であるとしております。

そうした中で、保育所だけではなく、ショートステイや一時保育などの在宅サービスも充実させ、利用者がニーズに応じて豊富なサービスメニューの中から選択して利用できるようにすることが求められている。大切なのは、子どもの豊かな育ちを保障するという視点と、多様化するニーズを、今ある制度に当てはめて、利用者を選別したり、利用者に不便を強いるのではなく、ニーズの変化に応じて、保育所や保育制度を柔軟に見直すという利用者本位の視点である。保育サービスは、子どもの最善の利益のために、すべての子育て中の家庭が必要とするときにいつでも利用でき、家庭で適切な養育を受けられない子どもを守ること

が求められている、としております。

「2 保育所に求められる新しい役割」では、保育所の専門性を生かした新たな役割について記載しております。

まず、「(1) 地域支援」のところでは、保育所は、地域に広く設置されているというメリットを生かし、集える場の提供や子育て相談を通して、地域の親子が抱える不安や悩みを支えることが求められていることを記載しております。地域のNPO法人等の民間団体と協働して、地域のつながりを再生する拠点となるべきことや、問題を抱える子どもと家庭に対して、児童相談所等と連携しながら、ファミリーソーシャルワークを展開することが必要であることを、保育所の役割として挙げております。

次に「(2) 幼稚園との連携」のところですが、近年、小学校入学後の子どもが学校生活になじめなかったり、授業中に立ち歩いたり、騒いだりするという「小一プロブレム」の増加が指摘されている。就学前からの対応が必要であり、家庭教育の充実とともに、幼稚園と保育所が連携して幼児教育を充実させていくべきである。すべての就学前の子どもを視野に入れて、両者の連携を一層推進すべきとしております。

「3 認可保育所への期待」のところでは、これからの認可保育所に期待される役割について記載しております。この中では、保育サービスの担い手として認可保育所の存在は大きく、保育の主流として、これまで以上に一般的保育ニーズに的確に対応するとともに、認可外保育施設では対応しがたい特色を持つべきとしております。具体的には、延長保育や産休明け保育などに加えて、夜間保育、休日保育、病後児保育へも積極的に取り組むことや、障害児や、養育困難や虐待等の問題を抱える家庭の子どもなど、福祉的保育ニーズへ積極的に取り組むべきこと、さらに、多様な民間団体等の子育て支援の取組と積極的に連携して、在宅子育て家庭も支援していくこと、児童館や子ども家庭支援センターなど、子育てにかかわる地域のさまざまな機関と協働して、認可保育所の専門性を生かしつつ、子育て支援を担うことなどが必要としております。

「第3 都が実施すべきこと」の「1 国に求める認可保育所改革」に移ります。

「(1)『保育に欠ける』要件の見直し」のところでは、児童福祉法上の「保育に欠ける」要件の見直しを、国に求めるべきことを記載しております。現行の法制下では、「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、子どもを認可保育所に入所させることができない。具体的には、「昼間勤務を常態とする」など6項目が児童福祉法施行令に列記されており、さらに、区市町村が入所申込者の「保育に欠ける」度合いを判断し、その度合いが高い順から優先的に子どもの入所を決定するシステムになっている。しかし、そのシステムでは、入所決定の判断が画一的になされがちであり、また、「昼間労働を常態とする」ことを前提にして認可保育所の開所時間等が設定されていることから、長時間勤務や不規則勤務、夜間勤務の人などが利用することが難しい。さらに、在宅で子育てに行き詰まっている人や仕事を探している人などのニーズにこたえることができない。

一方、この入所決定の仕組みは、特段の努力をしなくても入所児童が確保されることから、

認可保育所の、利用者本位のサービスの向上や経営改善の意欲を十分に育てることができなかったという面もある。こうしたことを踏まえて、保育を必要とするすべての子どもが認可保育所を利用できるよう、「保育に欠ける」要件の見直しを国に提案要求していることが重要とし、さらに、都みずからは、保育を必要としているが、現行制度では認可保育所への入所が困難な子どもを受け入れるために、引き続き認証保育所の拡充を進めるべきとしております。

次の「(2) 直接契約制度の導入」のところでは、直接契約制の導入の段階を具体的に示しております。

まず、最初に求めるべきことは、既に保育サービスを必要とする利用者が直接施設と契約をするというシステムになっている、認証保育所の仕組みを国に認知させるということ。さらに、認可保育所の利用についても、一般的な保育ニーズに対しては、現行の区市町村への利用申込方法を改め、希望する利用者がニーズに応じて直接契約することが可能な制度を導入するという事としております。実施にあたっては、公平・公正な入所が確保されるための仕組みづくりと、利用者が施設のサービス内容の情報を十分に得た上で選択できる仕組みづくりが前提ということとしております。さらに、福祉的ニーズに対しては、これまでどおり、区市町村の関与のもとに行政が責任を持って優先入所をさせるべきとしております。

そして、「(3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和」のところでは、選択と競い合いを通じて保育サービスの向上を図り、また、待機児童解消に向け保育の総量を増やすため、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要ということで、補助制度や税制面等の見直し、施設改修費の補助、運営費使途制限の一層の緩和などを国に提案要求していくべきとしております。

「2 認証保育所の推進」では、冒頭で認証保育所の基本的な要件について触れ、そうした形式的な要件を満たした上で、子どもの発達を保障するために保育の質をさらに高めていく取り組みが求められる。しかし、制度発足以来果たしてきた保育所改革の先導役としての役割は、今後ますます重要になるとしております。そして、認証保育所の創設により、認可保育所の保育サービスや他府県の自治体の保育施策にも影響を与えていること、また都民から支持を得て開設数を急速に伸ばしていることから、大都市や特に待機児童が多い地域における新たな保育所制度として国の認知を求めるべきとしております。国に認知を求める戦略として多様な提言を行うことが必要であり、例えば認可保育所の一類型として位置づけることや、子育て支援事業の一つとして位置づけること、国で検討中の就学前児童の総合施設の一類型にするように求めることなどを挙げております。また、他の都市部の自治体や類似した独自の保育施策に取り組んでいる自治体とも連携し、地域の実情を踏まえた自治体独自の施策の認知を求めていく取り組みも重要としております。

次に「3 保育所におけるサービスの質の向上」ですけれども、運営主体やサービスの多様化が進む中、行政の責任として保育サービスの質を確保することはますます重要であり、

行政による指導監督の徹底や、認可外保育施設の認証保育所への移行促進を図るべきである。また、「事業者向けガイドライン」を活用し、福祉サービス第三者評価システムや運営委員会の活用、利用者への情報提供と開示などを徹底し、特に福祉サービス第三者評価システムについては、事業者が自らのサービスの質や事業運営上の課題を把握し、事業の改善や利用者指向のサービスの質の向上に取り組むため、また、利用者にとっては、事業者の選択にあたってサービスの内容や質を知ることができるよう、一層の普及が必要であるとしております。また、保育者には、保護者に対する相談・助言などを通じて、様々な問題を抱える子育て家庭を支援していくため、より高度な専門性が求められ、認可・認証の別を問わない保育者への研修の充実などが重要としております。

次の「4 保育サービスの量の拡大」では、待機児童の解消や多様なニーズへの対応のため保育の総量を増やしていくことが必要だということで、具体的な策として、多様な運営主体の参入の促進や、既存の認可保育所でのサービスの拡充や受け入れ枠の拡大、施設の増設、公設民営化などについて触れております。公設民営化の実施に当たっては、保護者へ十分に説明し、理解と協力が得られるように努力することが必要としております。また、学校の余裕教室や統廃合で廃校になる建物等の既存の公有施設の活用するほか、公立幼稚園の施設も保育所との共用を進めるなど、有効に活用すべきとしております。さらに、都自身を含む官公庁や企業等においても職場内保育施設の設置促進を検討することなどを挙げております。

「5 区市町村に対する補助制度の改革」ですが、「中間のまとめ」でも指摘したように、公立・社会福祉法人立等の保育所には、国基準の運営費に加えて都や区市町村からの加算補助が行われているが、延長保育などのサービスの実施率が低い。このように加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものになっていないこと、また、その恩恵を受けるのが認可保育所を利用する家庭に偏っているということなどから、都加算補助については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充する方向で見直しを行うことが必要としております。

区市町村は、保育の実施主体として住民のニーズに的確にこたえて保育サービスの充実を図っていく責任があります。また、児童福祉法の改正の中で、子育て相談などの子育て支援事業の実施が区市町村の努力義務として定められたこと、次世代育成支援対策推進法により地域行動計画を策定し、平成17年度から、子育て支援など幅広い次世代育成支援対策を展開することを挙げ、保育サービスのみならず、子育て支援全般にわたる施策に対する区市町村の役割が明確化したとしています。もちろん都も、広域自治体として、区市町村が地域の実情に応じた子育て支援施策を幅広く実施できるように支援する責務があります。こうした状況から、都加算補助については、その他の子育て支援に関する様々な補助とともに、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に活用できる包括的なものとするなど、地域の特性に応じた区市町村の裁量を拡大する方向で検討していくことが望ましいとしております。具体的には、待機児童の解消はもちろん、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育

施設のレベルアップ、子育てに問題を抱えた家庭への支援や相談事業、一時保育等の在宅サービスの充実、子育てサークルやボランティアの育成等、幅広く子育て支援施策全般の拡充のために努力するということを挙げております。

また、保育料については、区市町村が決めるものではありませんが、応益負担という考え方の下に、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮した利用者負担のあり方を検討されることを期待するとしております。

「第4 総合的な子育て支援策の充実」の「1 労働環境の整備」のところですが、東京では、多様な勤務形態や不規則な労働時間の親が増えていて、さらに、制度として育児休業制度があっても、実際には取りにくいという状況があります。子育て世代の働く人の負担を減らし、家庭での子育てを支援するために、男女ともに育児休業制度を利用しやすい条件づくりや、労働時間の短縮等、労働環境を整備することが重要です。次世代育成支援行動計画を実効性あるものとするためには、企業と行政、地域社会が連携し、社会全体で協力して取り組むという視点が欠かせないとしております。

次に、「2 在宅子育て家庭への支援」ですけれども、保育所だけではなく、子育て支援策全体を計画的にレベルアップすることが重要であり、特に不足している子育て家庭の在宅サービスについては、ニーズ調査などを通じて必要な需要数を把握し、供給計画を早急に策定することが必要としております。また、区市町村が児童相談所等と協力しながら、子育てに問題を抱える家庭への支援を行う体制づくりなどの子育て支援機能を強化するとともに、関係機関とのネットワークづくりをさらに整備していくことが必要とし、そうしたネットワークの中で、認可保育所は地域の子育て支援機関と利用者をつなぐ役割を担うべきとしております。

最後の「3 社会全体で子育て支援を」のところでは、子育てを社会全体で支えていくためには財源の確保が重要ということ、再度強く指摘したいとし、社会保障財源を高齢者の分野から子ども家庭の分野へシフトすることは、次世代への投資という側面からも重要だと記述しております。

自治体においても、子ども家庭分野の予算の拡充と、子育て家庭全体への支援を視野に置いて、今ある財源を効果的に配分していくことが求められる。子どもを生き育てやすい社会を実現するためには、保育施策や子育て支援策の充実とともに、職場や働き方の改革、そして次代を担う子どもたちを社会全体で育てるという人々の意識改革や行動計画が欠かせない。社会全体で、総合的に子育て家庭への支援に取り組むことが必要と結んでおります。

以上、雑駁ではございますけれども、資料3に沿って説明させていただきました。

○網野部会長 ありがとうございます。企画起草委員会で、とりわけ前回、かなりまとめるに当たっての総意を組み込む作業をしました。いろいろいただいたご意見をできるだけ踏まえて反映させるということで事務局案をまとめてもらっています。これらを含めて、さらに部会として、初めてこの報告書をお読みになった委員もおられますので、全体的にまた、

いろいろ、ご意見などのご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○松原委員 何回か大学の都合で日程が合わずに失礼しました。企画起草委員会等でおまとめになりましたので、根本からというような意見を言うつもりはないのですが、9ページから10ページにかけてのところで、私も、「保育に欠ける」要件の見直しが必要だというふうには考えています。ただ、全くフリーハンドにしてしまえるかということ、そうではないというふうに考えていて、10ページの一番下のところにも、「客観的な入所基準」というような文言が書かれていますが、ここが大切だなというふうに考えています。

私は、ちょうど団塊の世代の一番しっぽのところにあって、小学校1学年分、教室が足りずに、中学校に間借りに行っていた世代です。それは、義務教育ですから供給量が足りなくても何らかの工夫をするわけですが、保育所の場合、今、いろいろな工夫をされていても、まだ待機児童があるという中で、こういう客観的な入所基準がきちっと設定をされていないと、今、特に認可保育所を利用されている方は非常に不安になると思います。自分たちの子どもを継続して預けられるのかどうか、ひいては、就労を継続できるかということにもつながると思うので、やはり、認可保育所については、一定の供給量が実現されるまでは、何らかの入所基準を先に準備しておくこと。ただそれは、「保育に欠ける」という要件を墨守することではないというふうに考えています。そういった趣旨で、「直接契約制度の導入」のところの表現で、この客観的な入所基準のほうを先に持ってきて、その上で、入所基準の範囲内でそれぞれの利用者が直接契約していくというような形で、これもすぐ、都が実施するというよりは、総体としては、国に求める内容になっておりますので、そういう段階を踏んだような形で進めていくということ。具体的に言えば、(2)の一番下の○のところの表現を先に持ってきて、直接契約制度の導入に触れていただくような工夫ができないかなというふうに考えております。中身、1点、そこだけ気になります。

○浅川委員 8ページの「認可保育所への期待」のところですが、3番目の○のところで一般的保育ニーズを満たし、さらに、4番目の○のところで福祉的ニーズを満たすのが認可保育所の使命であるという流れになっています。まず、「延長保育や産休明け保育はすべての認可保育所で実施」と書いてあるんですけども、ここに、どうして零歳児保育が入っていないのか、大きな疑問です。零歳児保育は一般的保育ニーズですから、零歳児保育をやっていないところは現在の認可保育所のレベルとしては非常に遅れているわけです。そこかしこで零歳児について指摘がされているにもかかわらず、ここでは零歳児保育が抜けていて、産休明け保育だけになっているというのはおかしい話だと思います。現状でも認可保育所で零歳児保育をやっていないところはたくさんあります。これをやはり是正していくことが、当面、待機児解消や認可保育所の一般的保育ニーズにこたえるという意味で、ぜひ必要だろうと思います。

それから、「原則として」というのは要らない。もうすべての認可保育所は零歳児保育、



延長保育、産休明け保育を義務づけるべきだろうと思います。原則なんていう例外は要らない。

さらに、3番目の○のところに、「こうしたサービス、取り組む姿勢がない認可保育所からは都加算を全面的に引き上げる」という項目、文章をぜひ入れていただきたい。つまり、都加算を得ながら一般的保育ニーズにもこたえられていないところは、もう保育所として撤退すべきだろうと思うんです。そういう姿勢がない区市町村は、認可保育所すら営む資格がないというふうに思います。

この続きですけれども、今の加算の話で、再三私が述べている加算の撤廃、縮小という文面が1行もない。これははなはだ遺憾で、これでは、この最終報告を私としては受け入れられません。加算を撤廃し、その費用をどういうふうにするかというのは別の次元の問題です。ですから、15ページの下から3つ目の○のところに「都加算補助については……保育サービスの拡充と子育て支援全体の充実に活用できる」というのは、これは加算の話ではないんです。加算は縮小、撤廃していくと、例えば5年後に全廃を目指すというふうに宣言をした上で、そのお金については保育サービスの拡充や子育て支援に振り向けるというのが論理的な話であって、加算を保育サービスの拡充とか子育て支援という一般論の形で流してしまうのは、はなはだ遺憾であり、それでは加算の論議をしたことにならないと思います。

それから、今まで触れてきていなかったのですが、私はぜひ、認可保育所と認証保育所の差をもう少し明確な形で浮き彫りにするような叙述があってしかるべきだと思う。最初の案では、認証保育所には加算がないにもかかわらず、サービスはきちんとやられているのではないかというふうにして、認可と認証の加算の叙述を行っていたが、今回それが無い。さらに言うならば、加算というのが区市町村の人件費問題を覆い隠すことにつながっているわけです。ですから、区市町村に対する補助制度の改革というところと並んで、あるいは、認可保育所への期待というところでもよろしいのですが、区市町村は、公立保育所についての人件費問題をもう少し真剣に取り組めと。つまり、認証保育所と、あるいは、認可外保育施設と認可保育所の大きな違いは人件費問題なのです。その指摘がこの報告書には1行もないし、今までもその議論はあまりしてきていない。

私は当初、この審議会の中で、どのぐらい高年齢保育者がいるのか、それが地方公務員の賃金の体系の中できわめて高額な収入を得ているという指摘をしてきたはずなのですが、最終的な案の中では入っていない。この人件費の問題が、認可保育所のサービスを拡充させない方向に縛っているわけです。つまり、ある程度の予算の中で人件費に割かれる部分が多いから、ほかのサービスをやろうにも手が出ないという面があるわけですから、人件費についてきちんともう少し掘り込んだ叙述が欲しい。

とりわけ、人件費は何かというと、これは高年齢保育士が多いということなんです。年功序列でどんどん、年をとればとるほど、現場の作業から遠ざかるにもかかわらず人件費が増えていくという矛盾が、この認可保育所の中にはあるわけです。もちろん、主任とか園長とかの管理者についてはその限りではないわけですが、現場の保育士の年齢が平均4

3歳、44歳というのは考えられない。日本人の一般の、あるいは、日本でないほかの国で、42歳から46歳あたりで子育て、つまり、就学前児童の子育てをしているというのは、それはあまり普通の姿ではないはずなんです。それが認可保育所で放置されていて、人件費を膨らませ、零歳児保育をはじめとするサービスを、やろうにも予算がないという状況に陥らせているわけですから、認可保育所、とりわけ公立保育所の人件費問題を早急に解決すべきであるという項目をぜひ加えていただきたい。これが加算についての話と並んで私の要望です。

それで前回、もう少し具体的に、加算をやめて、その結果余ったお金について、「保育サービスの拡充と子育て支援全般」という言い方ではあいまいであるから、「認可外保育所への助成を中心にした保育サービスの拡充」ということをぜひ入れてくれという話を確かにしたと思います。これは、その後柏女さんが、いや、家庭における虐待の問題があるのだから、そこもぜひ加えてほしいというふうに意見があったはずですけども、それが今回、全然反映されておられません。その辺が不満です。以上です。

○網野部会長 いろいろまた議論が必要なところもあるかと思いますが、表現上のことで、議論の前にちょっと確認、少し補足説明がいただければと思います。先ほど幾つかありましたが、その中の、8ページで、零歳児保育が抜けているのではないか。このことについては、要するに、零歳児保育はもう原則として絶対にどこもやらなければいけないというのを踏まえているのですが、おっしゃるように広がっていない、あるいは、実施していないところがあるという趣旨で、この2つのことについて、ちょっと確認しておいたほうがいいのかと思います。あくまでも、原則という点で言えば、もうやらなければいけないことになっているわけですが、そのあたりの、これまでの経緯で、ちょっと事務局の表現で何か、この点で必要なことがありましたでしょうか。

○松岡子ども家庭部計画課長 ここは特に変えていませんけれども。

○浅川委員 最初から零歳児保育は抜けていたんですか。

○白石子ども家庭部長 産休明け保育というのは、零歳児で、しかも、零歳児の中でも産休明けのほうがより厳しいという意味で、事務局としては、ここで「零歳児保育」という言葉を使わないで「産休明け保育」と。

○浅川委員 そうすると、ほかのところで「零歳児保育」というのを使っているのは、これは使い分けているわけですか。

○白石子ども家庭部長 一般的に、今の補助制度の中では、「零歳児保育特別対策事業」と

いうふうに言っていますので、それが普通なんですけれども、ただ、零歳児の中でも、できるだけ東京都としては、産休明けから預かっていただけるようにしてほしいという思いがあります。

○浅川委員 それであれば問題はないのですけれども。つまり、ほかのところで零歳児保育という表現をしておいて、その辺は使い分けているわけですか。

○松岡子ども家庭部計画課長 零歳児保育に関して言えば、公立で6割とか7割のところがやっております。ただ、産休明けになると、かなりそれが減ってしまうので、あえて使い分けているということです。

○浅川委員 3割から4割はやっていないわけですから、そちらのほうを見れば、それはもう一般的保育ニーズにこたえていないのだから、「原則として」という言葉も要らない。むしろ、それはもう保育所として失格なのだと。失格なところに余計な加算をすべきではないわけですから、このところは、「取り組むべきである。その姿勢がなければ加算を引き揚げる」というふうな文面を私は入れていただきたい。

○網野部会長 このことはまた改めて議論したいと思います。それから、もう1つ、「認可」と「認証」の差についても、あえて何か落としたりはしてなかったと思うんですが、例えば、8ページの「3 認可保育所への期待」の2番目の○、認証保育所がこういうサービスを進めていることに対して、認可保育所はもっと、十分やれるのではないかという趣旨は、こういう意味で、差という点ではかなり重視して述べてきた部分かと思います。それから、先ほどのお話の11ページの「2 認可保育所の推進」の2番目の○でしょうか、このような表現として出ているかと思いますが、何か、この点で補足することはありますか。

○浅川委員 前回の案では「しかし、認可保育所には都加算補助があり、多くの自治体では保育料が国の徴収基準より低く設定されている中で、認証保育所は費用面で認可保育所と対等な競争条件に立てず、両者の競い合いによる保育サービスによる向上が行われにくい」という叙述がありますよね。つまり、「認証」と「認可」がどう違うのかというのが、都加算が、認可には補助されているけれどもというところが、都加算の使われ方のポイントとして重要なので、ぜひ、この文章は生かしておいたほうがよろしいのではないかという提案をしているわけです。

○網野部会長 はい。それでは、さらにもう少し議論すべきところがありましたら。

○大日向委員 2点あります。1点は、先ほど松原委員がご発言なさった直後に私も発言し

たいなと思ったのですが、10ページのところで、客観的な入所基準のほうを先に書くということ、私も賛成です。同時に、こういう入所基準をオープンにしたり、仕組みを明確にするというのは、どこがすべきかという点で行政の役割をもう少しきちんと書いていただきたい。だれが作るのかわからないような書き方になっているという印象を受けました。入所基準を明確にし、是正するのは行政がきちんとすべきであるということを表現上、もう少しつけ加えていただけたらと思いました。

それから、13ページです。福祉サービス第三者評価システムのことで、上から4つ目の○の最後に、「さらに普及させていくことが重要である」と書いています。評価システムの普及は大事だと思いますが、第三者評価システムに関しては、まだまだこれから検討していく課題も多く残されていて、そのあたりが書き込まれていないで、単に普及ということではないだろうと思っておりますので、「さらに内容的な充実、検討を図り、普及」というように文言を少し加えていただけたらと思います。

○網野部会長 ほかにいかがでしょうか。はい。

○永瀬委員 9ページの○の4つ目で、親の働き方が「保育に欠ける」要件に該当しないという理由だけのための二重保育、あるいはベビーホテルの利用ということが書いてありまして、同じように、13ページの一番上の○に、『保育に欠ける』要件に該当しないためにベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない人が増えている中では」とあるんですが、労働時間が夜間にわたる等の理由によってベビーホテルを利用せざるを得ない人がいるということも1つでしょうが、もう1つは、やはり、保育総量の不足によって仕事を続けるためにはベビーホテルを利用せざるを得ない家庭もあると思います。

例えば、9ページの最初の○ですけれども、「保育に欠ける」の要件に該当しないというだけでは不足ではないか。保育所が不足しているということを入れていただきたい。また、13ページのところも、「保育所の不足、あるいは『保育に欠ける』要件に該当しないために」というふうにしていただきたい。

13ページの「4 保育サービスの量の拡大」というところで、一番最初の○で、「保育の総量を増やしていくことも必要である」というふうにありますけれども、これは、「保育の総量を増やしていくことは、ぜひ、必要である」と、もう少し前向きに書いていただきたい。一番大きな問題は総量の、特に今、低年齢児保育の不足にあるのではないかと私は考えています。

14ページの5のところの○の2つ目ですけれども、「都が市町村に対して支出している補助金については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充」とありますけれども、「子育て支援全体を拡充」の前に「保育総量の拡充及び子育て支援全体を拡充」と、その総量を増やすという視点を入れていただければなと思います。

あとは、小さいかもしれないのですけれども、16ページの「第4 総合的な子育て支援

策の充実」の「1 労働環境の整備」の一番下の○で、「さらに、正社員として働いている人のみに有利な社会保障制度の見直し」というのが、ちょっとわかりにくいような気がします。おそらく、具体的には、非正社員ですと育児休業をとりにくいとか、そういうことを意味しているのではないかと、あるいは、この文脈の中では、休職中の年金保険料の免除というのが育児休業をとっている人にしかできなくて、それが正社員ではとりにくいということも入っているのかもしれませんが、ちょっと何を言っているのかわからないのではないかと思いますので、ここは、非正社員であると育児休業は、実態的にはほとんどとれないとか、そういった言葉をつけ加えていただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

○網野部会長 ほかによろしいでしょうか。まだあるかと思いますが、とりあえず、ちょっと一区切りを。企画起草委員会でも大きな議論については、かなり議論というか、もんだ上で、大体、全員が、ほぼ、納得できる方向でまとめてきたと思います。それらも少し踏まえながら、きょういただいたご意見を部会としてまとめる際に、少し検討していきたいと思えます。順は、大体、お話しいただいた順で進めたいと思えます。まず、松原委員、それから大日向委員の指摘されました「保育に欠ける」要件ということの見直しをする、これは重要なことなだけども、その場合の、特に客観的な入所基準、これをオープンにしていく、これも重要な意味があるので、これを、むしろ(2)の最初のほうに持って行って記述する。さらに、だれがこれを行うのかという主体、特に行政ということでの表現が必要ではないかということですが。いかがでしょうか。

○浅川委員 ちょっと済みません、今の言い方は矛盾があるので。直接契約制は、別に行政が入所基準をオープンにするわけではなくて、当該保育所が入所基準をオープンにするのではないですか。

○網野部会長 ちょうど私も松原委員に確認したいことがあったんですが、いわゆる、直接契約制と、従来の措置、それから保育の実施、その間にいろいろな段階はあると思うんですが、この場合、応諾義務的なものまで含んだ契約ということは1つ、出てくるかと思えます。それが公平性とか、それから、今、お話があったように、それを行政がきちっと決めておいて、やはり、これは遵守してもらわなければいけないというものなのか、それとも、それぞれがオープンにするのかということがあるかと思えます。

○松原委員 応諾義務のことは、よく柏女委員がおっしゃっていて、それは、いきなり全部、個々の保育施設が基準をもっとオープンにすればいいというところまでなかなか行かないと思うんです。やっぱり、供給量そのものが足りないというのは、これは現実の問題ですから。だとすると、まさに認可保育所は、ここでも書いてありますように、保育施設の主流な

ので、それを公平に都民が利用できるためには、少なくとも、現段階では、この入所基準については、「保育に欠ける」ということを大幅に見直しながら、しかし、こういう基準があるよというのは、大日向委員と一緒に、行政が一度きちっとつくってオープンにする、これが現段階の次のステップだというふうに考えています。いずれその供給量が満たされていけば、また、別の方法があるのかもしれませんが、私はそういうふうに考えています。

○網野部会長 そうしますと、直接契約制度の導入というのは、確かに受けとめ方が、若干幅があるかなと思います。全くの私的契約の意味の直接契約で、これは、ある意味では、応諾しなくてもいい部分もありますよね。あるいは、もっともっと突っ込んでいけば、公平公正というのは何の公平公正かで、やはり、お互いが納得して一致しなければ、それは契約が成立しなくてもいい部分もあるかと思います。ここでは、流れから読んでいくと、大体その趣旨で読み取れると思うんですけども、当事者同士がしっかり話し合っ決めていく部分、これがかかり出てくる。3番目の○のところの内容、「区市町村への利用申込み方法を改める」、このあたりで非常に読み取れるかと思います。

○浅川委員 それは、公立保育所は自治体が運営するわけですから、自治体が入所基準をつくることに自動的になるわけです。社会福祉法人は社会福祉法人で独自の入所基準をつくれればいいのであって、それは自治体から規制を受けることはない。それまで規制を受けたら直接契約にならないのです。直接契約というのは、あくまでも、事業者が、利用者と、間に自治体を介さないで契約ができるというのが直接契約ですから、その事業者が自治体そのものである場合には、それはおのずと自治体の基準につながってくるわけですから、これは各園が独自の入所基準をつくるということで構わないんじゃないですか。

○松原委員 まず、網野部会長の発言に即して言えば、当事者が話し合っ決めてというのは、そのとおりだと思いますが、だれが当事者なのかということについて、それをフリーハンドにはできないだろうというのが私の意見です。

○浅川委員 それは直接契約ではないですよ。「直接契約」という言葉を曲解されているというか、知らない発言じゃないですか。

○松原委員 いや、それで、当事者という一定の土俵に上がった後は、保育所と行政を介さずにやればいいんですけど、そうじゃないと、例えば、今、ただでさえ供給量が足りないのに、じゃあ、私もとりあえず席を取っておこうという形で、いろいろな人がいろいろな形で直接契約を結んじやって、まさに一般的な保育ニーズとして就労を継続したい人が順番を取れなかったら、その人は、仕事をやめざるを得なくなりますよね。

○浅川委員 言っていることがわからない。つまり、空き席がたくさん出るということですか。

○松原委員 いや、逆ですよ。満員で入れない人がたくさん出てきてしまう、ニーズがありながら。

○浅川委員 それは現在でも同じでしょう。

○松原委員 だから、認可保育所という、その部分については、まさに何がニーズなのかということについて保育要件の見直しは必要だと。僕も「保育に欠ける」要件の見直しは賛成です。だけど、だからといって、じゃあ、みんな保育が必要なんだねと言って、今の認可保育所を席取り合戦をやってしまったら、さっき言いましたように、圧倒的に供給量は足りないので、今、認可保育所を使っている、あるいは、認可保育所を、保育要件として認められている人たちそのものが、サービスを受けられなくなる。これでいいんでしょうか。

○浅川委員 いや、それは、「保育に欠ける」というのが、ここの中にも出ていますように、現在、通達で6項目の要件、つまり、昼間フルタイムで働いているということが「保育に欠ける」の最大の要件になっている。しかし、片方で専業主婦のほうが虐待が多いという事実があるからには、決して、就労の長さによって「保育に欠ける」というのを決めるのではないということをここで言っているわけですから、そういう意味では、保育に不安があって、虐待につながりかねない家庭が、より保育所との距離が縮まり、入る可能性が高まるということにつながるわけで、その中で供給量が限られていれば、安定的な就労をしている人が保育所に入れなくなるという事態も起こり得るのは当然のことですよ。そういう人たちに道を開くために「保育に欠ける」要件を外そうということにしたわけで、つまり、そちらのほうが、より人命にかかわるといえるか、より緊急避難的に保育の器の中へ入れたほうがいいというふうに判断したからではないですか。

○松原委員 今のご発言は、この最終報告案の中にある福祉的な保育ニーズの話ですよ、虐待のことというのは。

○浅川委員 いやいや、一般的な保育ニーズとして専業主婦も入るんです。

○松原委員 じゃあ、福祉的保育ニーズというのは何でここに書かれているんですか、これが虐待という意味じゃないんですか。

○浅川委員 いや、違いますよ、それは。この「保育に欠ける」というのは、今までは9時

～5時のフルタイムの就労者を最優先にしているというところが現行の解釈なんですよ。それではおかしいだろうということで、そうじゃない形のパートタイマーであり、専業主婦であり、いろいろな就労条件の方も、一律に保育が難しいと判断すれば、その順番で入れましようというのが「保育に欠ける」ということを取り払う考え方なのであってですね。

○松原委員 その順番というのがフリーハンドになってしまえば、まさに早い者勝ちになるでしょう、ファースト・カム・ファーストに。

○浅川委員 フリーハンドと言いますけれども、公立保育所は自治体が運営しているんですから、自治体がそこで入所基準をつくれればいいのであって。

○松原委員 その論理で言えば、社会福祉法人だって、公の助成を受けていて、全く自分たちのお金だけでやっているわけじゃないですから、ある種の公的コントロールを受けて当然なんじゃないですか。

○浅川委員 その公的コントロールまでやったら直接契約ではなくなるんです。社会福祉法人は自分の自由に、利用者と契約を結んで入れればいいわけです。それが今の認証保育所でやられているのと同じ姿です。そうしなければ、直接契約の意味がない。今の認証保育所でやられているような姿が直接契約なんです。

○松原委員 ここはやっぱり根本的に考え方が違うと思うんですけれども、とてもじゃないですけども、今、保育所を利用している親は、その線でここで議論が出たら、ものすごく不安になると思いますし、それから、例えば、そういう虐待の恐れがあるとか、夜間、就労している者についての基準の挙げ方で、幾らでも保育要件の見直しはできるわけです。例えば、こういうものについては優先順位というものが高まってくるのだよということは、幾らでも入所基準を検討する中でできるわけで、今、使えていない人が使えるようにする道はたくさんあるわけですね。それをしないと、僕は東京都で子育てはすごく不安で、都民はいなくなると思いますよ。

○浅川委員 ちょっと「保育に欠ける」ということを理解されていない発言ですね、それはね。

○松原委員 それは考え方の違いだと思います。

○浅川委員 つまり、フルタイムで9時～5時の人だけが最優先で認可保育所に入っているという状況がおかしいという認識があつて。



○松原委員 そうは言っていないですよ、僕。

○浅川委員 それよりもはるかに危険な専業主婦というのは、保育所にまず、原則として入れないのが現行制度なわけですよ。しかし、専業主婦や、あるいは、パートタイマーでも…

○松原委員 事務局に伺いたいのですけれども、11ページの最初の○のところの福祉的保育ニーズに対して云々、ここの福祉的保育ニーズというのは、どういうイメージをされていたんですか。

○松岡子ども家庭部計画課長 福祉的保育ニーズは、この最終のまとめの中では、8ページに概念を記載してありまして、8ページ、「3 認可保育所への期待」の上から4番目の○、「さらに、障害児や……」と始まる場所なのですから。

○松原委員 そのとおりです。今、浅川委員がおっしゃっているのは福祉的保育ニーズ、虐待ということも書かれています。

○網野部会長 今の点をちょっと、進める上で整理しますと、8ページを受けて、9ページの要件の見直しの項目としての下から2つ目の○、これがワンステップあるわけです。これが後の11ページとも関連するのですが、今、議論されているのは、やはり、福祉的ニーズというふうな部分ですね。子どもの発達を保障する上での行政の責任がある。この行政の責任というのが、いわゆる、入所の公平性とか入所基準ということとかなり関係してくる部分があると思います。その上で、確かに、浅川委員、松原委員がおっしゃったように、今議論されているのは、福祉的保育ニーズと、一般的保育ニーズの比較で言えば、一般的保育ニーズというのを、今後どう受けとめるか、その幅の中で、直接契約制というものも、この中には含まれる部分を考えていくという趣旨で、これは出ているというふうなことで、全体の趣旨はよろしいのではないかと思うんですがね。

○浅川委員 ですから、自治体がそれぞれの福祉的ニーズを勘案した入所基準をつくれればいいわけです。そうすれば、自治体がやられている公立保育所には、そういう福祉的ニーズの高い人が入るように自動的になるんじゃないですか、何の不思議もないと思います。

○松原委員 ここで論争していても、多分まとまらない考え方の違いだと思うので、やや妥協をしますが、ここは、国に求める、都がこういうことを国に求めましょうということなので、今、私や浅川委員が言った突っ込んだ議論というのは、いずれ、国の中で検討してほしい

いという理解で、あまり中に突っ込んだ議論はしないという意味で、しかし、そもそもこの文章にそういうふうにかかれていまして、入所基準というものを、どこかが何らかの形で明らかにする。それをだれがどういうふうにするかということについても、もう一度問い直してほしい。これは、大枠としては国への要望事項ですから、そういう理解で文言を整理していただければ。僕は、都がいきなりやるという話ではないと先に前提をつけましたので、その線で今回のこの最終報告の表現としてはおさめられるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○網野部会長 そうしますと、全体の意見が反映されることで考えていきますと、この場合の一般的保育ニーズへの対応の場合でも、認可保育所は公的な性格を持っているわけですよ。だから、その点での公平性とか公正性、そういうことを考えた場合に、純粋の直接契約制とは違う、私的契約の、いわゆる、一般の事業者と利用者との関係とは違うというニュアンスを、ここではやはり含めたいということだと思います。その趣旨で、「(2) 直接契約制度の導入」というところを、客観的な入所基準をオープンにする。それぞれの認可保育所が基準をオープンにするのは当然ですが、さらに、そういう公的責任を抱えている、認可されているという点での特別の、私立の場合は法人ですが、その趣旨を踏まえた表現として、この字句を詰めていくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと、今すぐ、またこれを議論していると時間がかかりますので、改めてまた事務局と協議して、案をできるだけ早くまとめて、次のときまでに十分、お示ししたいと思います。

では、この件は、そのようなことで進めさせていただきます。

次に、今回の最終報告の1つの重要なポイントになります都加算についてです。これは、浅川委員から常に指摘されていたことですが、縮小であるとか撤廃という意味のとらえ方、これは、少なくとも、前回までの合意では、この表現で、見直しというのは、そこまでを含めているという趣旨でしたが、しかし、それはなまぬるいということなんでしょうね。具体的に縮小するとか、撤廃する、つまり、認可保育所へのその部分を縮小し、撤廃して、その上で、どこにつけるかというふうなところまで、明確に審議会としては示すべきではないかというご意見かと思います。区市町村との関係ということで、審議会もどこまでそれを考慮して意見として述べるかということとも関係するかと思いますので、かなりギリギリの線まで、相当検討してこのような表現をしているわけです。ですから、今までの合意形成の段階では、これでというふうに私は思っていたのですが。

○浅川委員 事実認識として、東京都だけが加算があるんです。ほかの府県は一切ないんです。部分的にはありますけれども、東京都みたいな手厚い加算はないんです。それはまず、きちんと押さえた上で議論をしなければいけない。加算があつて、十分なサービスが行われていれば私は文句を言わない。しかし、加算をした上で、先ほどから言われている延長保育や産休明け保育が十分に行われていないのであれば、それは、加算は撤廃していくのが合理

的な判断基準である。それから、区市町村との兼ね合いで言えば、区市町村が本来保育の責任者ですから、東京都がやれる限界というのがあるわけです。じゃあ、東京都がこの審議会の中で具体的に何がやれるかという、都加算の検討しかないんですよね。ほかはみんな、国への要望であるとか、こういうふうにしてほしいとか、実際に制度全体を司っている国、あるいは実行責任者である区市町村への要望にすぎないんです、これは全部。東京都が具体的に何に手がつけられるかといったら都加算だけなんです。それを、ここできちんとした話をしなければ、この審議会は、単なるご意見の開陳の場であって、何ら実効力を伴わない場になってしまうわけです。

○松原委員 全体の最終報告案でつけ加えられた中で、やはり、子育てについて、もっとお金を社会投資として増やすべきだという意見が合意形成されていると思うんですね。高齢者関係の予算なんかも具体的に出しながら書いていると思います。そういう意味で、東京都が子育て分野に一定の額をきちっと持って、これを、苦しいのかもしれませんが、将来的には増やしていくという方向性というのが大切であって、それが、浅川委員がおっしゃるように、今までのように、慣例的に、ある種の制度のもとへつけられていく、これは僕も問題だというふうに思っています。ただ、この報告書に書かれたように、そういうものを、これは、東京都は広いですから、区とか、区の中でも多分違うと思いますし、市、町、村と、それぞれの状況に応じて子育て支援施策そのものに都加算というものを、裁量権のもとで転換していってもらうという余地がこの報告書の中に書かれていると思うんですね。そのことが大切ではないかなと。

○浅川委員 おっしゃることはよくわかる。その転換がきちんと書かれていないと言っているんですよ。つまり、振り向ける先のお金が、認可外保育施設を認証保育所により近づけたり、あるいは、専業主婦の虐待を防止するような子ども家庭支援センターとか、さまざまな地域活動に振り向けたり、そういう形であれば問題はないわけです。しかし、認可保育所の温室の中に、さらにその温室を継続させるような都加算を残しておくことは問題である。つまり、より緊急なところがあるのだったら、さぼっているところから予算を取って、そこへ回すのが当たり前の話ではないですか。

○松原委員 15ページの下から3つ目の○のところで、そういう表現をされていると僕は読んでいるんですが。

○浅川委員 いや、だから、その表現が抽象的で、これでは読むほうはわからない。「保育サービスの拡充と子育て支援全般」なんて言ったって何を言っているのかわからない。これをもう少し具体的に書き込んでほしいというのを前回にも申し上げました。それは、都加算を全廃して、そのお金でもって認可外保育施設の助成、あるいは、その下に書いてある、

認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設のレベルアップ、子育て問題を抱えた家庭への支援や相談事業、こういうことに使えと言っているわけですよ。それは、加算を一たんチャラにした上で、ここにきちっと回せと言っているのであって、そういう書き方になっていないと。つまり、加算をやめるんだというふうにしないと、この文章だけでは、何ら、認可保育所は痛さを感じない。

○松原委員 僕、最初に言ったんですが、それぞれの区市町村の状況は東京都でもさまざまなので、○の下から3つ目の「区市町村の裁量を拡大する」ということで十分だと思うんですね。認可そのものをもう少し育てたいというところが、それは、浅川委員はご批判されるかもしれないけれども、幾つかの区で全部、認可でやりますと宣言しているところもあるわけですし、それは区市町村の裁量に任せていいと僕は思うんです。むしろ、英語で「ブロック・grant」というふうに言いますけれども、一定の額を出して、それについては非常に認可保育所が足りないところだったら増設してくださいと。都下のほうへ行くと、定員の空きが出ているところもあるわけです。だったら、そんなところについては、もうちょっと違う形で使ってくださいと、それはもうほんとに地域の実情に応じて使ってもらおうという方法が浅川委員の趣旨は生かされるのではないかと。

○浅川委員 だから、その使い方が間違えているという指摘を、散々中間報告でも最終報告でもしてきているわけです。使い方が間違えているという報告をしてきているのはご存じでしょうか？ 間違えているところから、さらにお金を注ぐなんていうばかなことを、この審議会が認めるのだったら、私は承服しかねます。

○松原委員 固定の制度、今まであるような既存な制度に乗るのはおかしいですねという発言は僕もしてきていますよね、ずっと。それはご存じだと思いますが。それで、既得権で黙視するのはおかしいという話は、僕は随分してきているわけです。だから、今のニーズに合わせるように使ってくださいと。それは、今のニーズというのは東京都画一ではないんですから、それぞれの区市町村の子どもたち、親たちの状況に応じて、都がまさに有効に使ってもらおう。それは協議をしていくことになるんでしょうけれども、裁量権を生かすことのほうが、縛ってしまって、ほんとうだったら自分の自治体がこう使いたいんだけど、今までの既存のシステムの中で、こういう補助金があるからしょうがないから使うかというよりは、よほど有効な財源の使い方ができると思うんですけどね。

○浅川委員 それが、もう30年間間違えてきたという結論が出ているんですよ。その結論をどうもきちっと把握されていないみたいですね。公立保育所をさらに増やせなんていうとんでもない話をされている方は、とても今の現状を把握されているとは思えない。

○松原委員 公立保育所を増やせなんて、僕一言も言っていません。場合によっては、認可保育所が足りないところがあって、増やすところもあるでしょうという発言はした。それは自治体によってあり得るんです。

○大日向委員 この問題は、これまでも既に永瀬委員が随分ご指摘になったと思うんですが、都加算がなぜ必要かということは、やはり、大都市である東京の多様な親の働き方、多様なニーズにこたえる必要性があるんだということですよね。それと、あと、8ページのところで、「認可保育所への期待」というところで、新たな意味で、認可保育所に対する専門性の向上とか、いろいろと数多くの期待がなされているわけです。これだけのことをさらにやってくださいと言っているわけですから、単に、都加算をカットということで済む問題ではないと私は考えています。それぞれの地域の裁量に合わせてという、随分ご検討いただいた表現だと思いますので、私は、その表現で結構だと思います。

○浅川委員 事実認識を間違えているんですよね。多様なニーズに即した対応、サービスができていないところがあると、散々指摘してきているじゃないですか。だから認証保育所をやらざるを得なかったわけです。その結論が出ているのに、その結論を、事実を無視して、なおかつ都加算を継続させるという意見はさっぱりわからない。今、大日向さんが、多様なニーズにこたえるのは大都会の保育所の責務だと。しかし、こたえていないんです。こたえていないから認証保育所が出てきたんです。さらに認証保育所でもこたえられないから、ベビーホテルだの認可外保育施設がたくさんあるんです。そこでは、いつ事故が発生するかも不思議ではない状況があるわけです。一方で認可保育所は、零歳児保育も、延長保育も、休日保育もやらないところがあって、認可外保育施設には全く助成されていないにもかかわらず、その何倍もの都加算がそこに注ぎ込まれている。注ぎ込まれているにもかかわらず、きちんとしたサービスができない。どうしてそこにさらにお金を注いで、片方で認可外保育施設で、いつ死亡事故が起きるかも、目の前で起きるかもわからない、あるいは、家庭の中での虐待死がいつ起きるのかもわからない、そういうのを、なぜ無視されるのか、全く私はわからないですね。

○松原委員 今までの都加算についての問題意識というのは、「中間のまとめ」も出しましたし、こういう形で出てきているのであって、それで、今度は、浅川委員がご指摘されるように、15ページの○の下から2つ目で幾つか具体的な施策を挙げて、こういうものにお金を回しましょうよという提言をしているわけですから、少なくとも、審議会の中の企画起草委員会とか、専門部会の中では、全くその、今までの既存のものをそのまま残してお金を使っていいという発想はしていないし、そうではない線で表現をしてきたのが、この結果だというふうに僕は読んでいるんですけどね。

○浅川委員 でも、この文章はそうならないじゃないですか、都加算をそこに回せとはどこにも書いてないじゃないですか、あるいは、都加算をやめろという話はないじゃないですか。

○網野部会長 平行論になっていますので、ちょっと、もし、議論の蒸し返しということでしたら、もう1回、その方向性をきちっとかためていきたいと思いますが、こういう表現が的確かどうかわかりませんが、浅川委員、どうしてもちょっと、いわゆる、公立保育所性悪論ではありませんが、やや、その部分だけを強調して見ておられないかなということなんです。

○浅川委員 いや、性悪論ではないです、これは。予算のことを考えると、先ほども申し上げたように、人件費の問題に突っ込んでいかなくちゃいけないわけですから。それなりの予算を獲得しているけれども、高齢化した保母のために、ほぼ人件費で使われてしまって、そのためにほかのサービスができていないという現状があるわけですよ。それを変えていかなければいけないという話が、この最終案では全く触れられていないわけですが、そこがやはり、最終的な問題なのですよね。認可保育所は、ほかの認証や認可外と比べてみれば、圧倒的に人件費の格差があるわけですが、そこがこの都加算によってより覆われているというか、目隠しされているというか、わからなくなってきたわけであって、少なくとも、東京都が区市町村の保育行政に直接、手を突っ込むことができないのであれば、東京都の加算についてだけでも、やれるべきことがあるのではないかと申し上げているわけです。

○山田委員 財政に詳しくないので。都加算というのは平等に配分されるのでしょうか、各市町村に。区に関しては一般財源の中に突っ込むという形なので、何を基準に、この市には幾ら、この町には幾らという形で配分されるのでしょうか。それにはインセンティブがついているのか、それとも全く一律なのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○松岡子ども家庭部計画課長 細かく言うといろいろとあるんですけども、まず、特別区については、14ページの最後のところにもありますように、都区財政調整制度という中に入っておりますので、基本的には都加算ではなくなっているわけなんです。ある意味で、一般財源化されている。ただ、積算の考え方としては市町村と同列でやっているということが、まず1つあります。

それから、都加算は、例えば、零歳児保育特別対策事業ですとか、休日保育とか障害児保育とか、個別の事業をやったものについて加算の補助を行うという形になっております。ただ、そうでないものもありまして、それが14ページの下の方に書いてあります11時間開所保育対策事業補助金とか一般保育所対策事業補助金、これは、厳密に言えば一律ではないところもありますけれども、特別何かやらなくても、この補助金が出るというところにな

ります。

○山田委員 保育所の存在に関して、人口比とか、いろいろありますよね。

○白石子ども家庭部長 今、申し上げましたように、それぞれ個別のものに対して出しているというのが、まず、基準ですね。それから、11時間開所保育対策事業というのは、認可保育所があることによって、その認可保育所に対して出している。

○山田委員 認可保育所1つに対して幾らとか、そういう形のお金の出し方ですか。

○白石子ども家庭部長 そういうことです。一般保育所対策事業補助金についても、こちらのほうは保育児童数に応じていると。

○山田委員 それは全部認可ですね。

○白石子ども家庭部長 もちろん認可です。それから、前の方に記載しておりますけれども、サービス推進費という補助金がこれとは別にありまして、それについては、明らかに人件費補助で、これまでは経験年数に応じてやっていたものを、今回は変えた。今、言っているこの都加算については、年齢が高いからたくさん出るとか、そういうことは全然ないということです。

○山田委員 となると、区市町村にとって都加算というのは、認証を幾らつくったり補助しても得られずに、認可がたくさんあれば増えるという仕組みになっていますね、インセンティブとしては。

○浅川委員 簡単に言えば、認証保育所は、一切都加算はないんですよね。ないにもかかわらず、さまざまなサービスは、認可より上なわけですね。

○山田委員 それはもう、ここで何十回も。いや、事実として、インセンティブとしての働きとしては、認可がたくさんあるところにはたくさん行くという形になっているというわけですね、インセンティブとしてはね。

○白石子ども家庭部長 そうですね。さらに、認可が、例えば、零歳児をやれば行くというものと、認可があれば行くというものと両方あると。

○山田委員 今の話を聞くと、やはり逆進性のあるような補助の仕組みのような気がしま

したので、何らかの、例えば、15ページの下から3つ目の保育サービスに認可外をつければ多少は方向性があるのかなというぐらいのことは入れてもいいのではないかと思います。

○浅川委員 何回も手を挙げて申しわけないんだけど、これ、大きな歴史的流れからすれば、国はもう総合施設に保育所も幼稚園も持っていかうとしていると。総合施設のモデルは何かというところと認証保育所ですね。認証保育所は何かというと、都加算は一切ないわけです。つまり、大きな流れの中に、あえて、目の前で問題がわかっているのに、なぜそれを取り除かないで大きな流れに乗らないのかという理由がさっぱりわからない。東京都の保育児だけ、ほかの府県の保育児と違うかといったら、とんでもない、そんなことはないわけです。だから、そういう大きな歴史の流れみたいなものを踏まえた議論をしないで、目先の保育料がたくさん増えれば、それだけ保育が手厚くなるんだというのは、それはもっともな話なんですけれども、しかし、もう少し、それによって、より保育が欠落している子どもたちもたくさんいるわけだし、そこに目を向けずに、目の前の認可保育所を、さらに手厚い保育サービスをすればいいんだと、それは、あまりにも近視眼的な発想ではないんですか。

○網野部会長 ここは、もう完全に見直すという趣旨で触れているわけですね。ですから、今、指摘されたようなことを、ほんとうに変える働きかけをここでは求めているわけですから、もし、その議論でしたら、ちょっとそれはもう終わりにしたいと思うんですが。少なくとも、この審議会としては、都加算補助については、その用途についても見直しを求めるという趣旨は含まれていて、さらに、文言として、それをもうちょっとしっかりと書くかどうか、これは1つ、大事なことになると思いますが、ここで見ていることは、認証保育所に対しての特別の加算、補助的なものについての検討、これをしてきたわけですよ。そして、具体的なことが今、こういう表現ではどうかということも含めて出てきたわけで、その用途についての見直しという、字句、表現するのは、もう少し委員の皆さん方の全体のご意見をいただいた上で、最終的には、浅川委員がおっしゃっている趣旨は、ほんとうにかなり皆さん、受けとめているとは思いますが、それを、イコール認可保育所への都の加算を全廃するとかという趣旨で、ここに収斂させるということに対しては、皆さん方、今、いろいろご意見をいただいているのではないかと思います。他の委員の方からも、ご意見をいただければ。

○窪田委員 先ほど大日向先生のほうからおっしゃったように、8ページの「認証保育所への期待」の最初の○のところに、「保育の主流として一般的保育ニーズにも的確に対応するとともに、認可外保育施設では対応し難い特色を持つべきである」と、この部分が非常に重要だと思えます。今、網野先生がおっしゃったような形の、ほんとうに都加算の部分を、それだけ資金援助しているので、認可保育所としてこれからどのように、どういうふうに変わっていくのか、どういう期待を持つべきか、ということは、私はとても期待している



かなと思っています。

先ほどおっしゃっていた福祉的保育ニーズですか、虐待とか孤立、そういうことは実際、私の周りを含め、とても大きな問題になっております。身近な問題で、実際に、虐待予備軍と呼ばれるような方々がたくさんいることを肌で感じております。今の公立の保育所が、実際にそういう方に手を差し伸べているかという、児童館も含めて特に感じるものはありません。子ども家庭支援センターについても数が少ないということもありますので、そういった意味では、こういった認可保育所の都加算を資金援助というんですか、資金を出すことによって対応しがたい特色を、ぜひ持っていただけるような位置づけがあってもいいかなと、これは私の個人的な意見ですが、そのように思いました。

○網野部会長 今のご意見も含めまして、この審議会としては、認可保育所への都加算を完全に撤廃するということについての合意は、やっぱり得られないと思うんですけどね。

○浅川委員 じゃあ、百歩譲って、その姿勢がなければ撤廃するというふうにしたらどうでしょうか。つまり、取り組む姿勢がないところまで出し続ける、つまり、皆さんは期待されているわけでしょう、これからやるのではないかと。しかし、これからやるつもりもないところに出すことはないでしょう。その方針が出ていないところに出す必要はないですよ。その方針が出ているところに出しさえすればいいわけですから、そういう福祉的ニーズを、より取り組む姿勢があるところには出しても構わないけれども、そういう姿勢がないところからは撤廃したほうがいいんじゃないですか。

○網野部会長 かなり、認可保育所全般については、ここ数年の変化、確かに指摘されたような問題点は残っているかもしれませんが、これは大きな潮流の中で変革は進んでいますよね。それを、こういう条件に見合えば加算、補助するけれど、そうじゃなければというふうな趣旨は、随分偏った表現になりますよ。

○浅川委員 いや、いいんじゃないですか。そういう流れを余計に加速させるのがこの審議会の役目なんじゃないですか。私は、そういうさぼっている認可保育所を残しておくという方針をとりたくないですね。それは予算のむだ遣い、税金のむだ遣いですよ。

○網野部会長 15ページの趣旨は、十分、浅川委員のおっしゃっていることが反映されていると思いますけどね。

○浅川委員 ですから、都加算補助をこういうところを使うべきであるときちんと書かれていけば問題はないです。しかし、そういう文脈ではないですよ、これは。

○網野部会長 もし、表現上の問題でしたら、これはさらに詰めていきたいと思えますけれども、趣旨は十分、この審議会としては共通に出せる部分、合意を得られると思えます。

○松原委員 都加算補助についてはいろいろな考え方があるので、こういうふうにするべきだというのはなかなか書けないだろう、ただ、見直しましょうというのが、今、委員長が言われたことだろうと思うんです。その上で、浅川委員がおっしゃる部分をくみ取るとしたら、やはり、お金を出しているのは都なんですから、きちっと、直接保育所というわけにはいかないで、区市町村と、その使い道については、裁量は認めつつも協議をしてチェックしていくのだというような表現が入れば、それはそれでいいんじゃないでしょうか。

○浅川委員 いや、そんなのは、どんな項目についても、補助金の使い道をチェックしているのは当たり前ですから、わざわざ入れることはないのであって、チェックしない補助金なんてあり得ないですよ。

○松原委員 いや、チェックの意味合いが違って、ついたものがどういうふうに使われているかという今の監査的な話ではなくて、どういうふうにしてその地域ニーズにこたえていくために都加算が使われるかということについての協議をしていくという意味のチェックですよ。

○浅川委員 だから、一般的サービスに使われているのならともかく、存在に、つまり、ただ保育所があるから出しているという面もあるわけですから、そんなのは、どの用途に使われていると答えようがないわけでしょう。個別のサービスに全部振り向けているのだったら別ですけども、現状ではそうならないわけですよ。人件費に吸収されている部分が多大にあるわけですから。

○松原委員 その部分は、15ページの下から4つ目のところの都と区市町村との関係のところ、「都として望ましい子育て支援施設が実現されるよう」と表現されていて、ある種そういう方向性も出ているのではないかと思うんですけれども。

○浅川委員 この文面をご自分でどういうふうにご解釈しようと勝手ですけども、読む人がみんなそういうふうにご読んでくれるとは限らないです。きちっとここで書かなければわからないんですよ。こういうふうなことであろうなんていうことを言うのではなくて、都加算は、これこれ、こういう形でむだが多いから全廃して、そのお金を、下から2番目にあるところに振り向けるべきだときちんと書けばいいだけの話であって、何が問題なのか、私にはさっぱりわからない。

○松原委員 それはさっきの議論に戻っています。その議論はやめましょうということで網野部会長がおっしゃったので、僕はその線に戻って議論すべきだと思う。

○白石子ども家庭部長 事務局としては、もちろん委員の先生方のご意見を入れて書いたわけですが、これを書いた流れとしては、まず、最初のところに加算補助についての問題点を指摘して、加算補助がサービスの向上を促すものになっていないということを書いて、それで、15ページの下から3つ目のところでは、都加算補助について、包括的なものとするなど区市町村の裁量を拡大する方向で検討していくと書いて、その下に、それでは、区市町村はそれをどういうふうにするべきかということで、この前の浅川委員のご意見も入れて、例えば、認可外保育施設のレベルアップとか、虐待等の問題を抱えた家庭への相談支援とか、そういうところにも使うという文脈で書いています。要は、都加算については認可外保育施設等のレベルアップとか、一般子育て家庭支援についても振り向けるということになっているというふうに事務局としては思っているのですけれども。

○浅川委員 それは、都加算がなくてもやるべきことなんですよ。認証保育所は現にやっていることなんですから、都加算をわざわざ振り向けてやるという話ではないんですよ。そうではないんですか。

○白石子ども家庭部長 都加算補助についてはこういう問題がある、しかし、子育て支援全体に対して、これから予算的にも充実していかなければいけないだろうと、財政的に支援も必要だろうという、この審議会での議論がありまして、それを受けて、都加算補助については、認可保育所だけに使うのではなくて、と言っているわけですね。ここでは、認可保育所だけに使うのではなくて、支援を要するすべての子育ての方のために、つまり、認可外保育施設のレベルアップや一般子育て家庭、在宅子育て家庭への援助に使うということを書いているわけで、今、浅川委員がおっしゃったように、認可保育所の今のサービスの状況に、そのまま使えというふうには全然書いてなくて、むしろ見直せというふうに書いているわけですが。

○網野部会長 こちらから、ちょっと、ご意見をいろいろ集大成した形で、こういう表現、あるいは、こういう方向で、ということをお諮りしたいと思いますが、15ページの下から3番目のところでは、こうした状況から、都加算補助についての見直しを進め、これこれ、このような方向で検討していくことが望ましい、これが1つ。もう1つは、下から2番目のところでは、非常に、努力することを強く望んでいるわけで、これが有効に活用されるための方策についても今後、積極的に検討してほしいというふうな趣旨を入れるということを1つ考えたいんですが、いかがでしょうか。ほかにもまだ幾つか、最終的にまとめる上でご検討いただきたいことがありますので、もし特にご意見がなければ、この方向で少しまた詰

めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、さらに第三者評価システムについて、これは13ページ、やはり、評価システムの質も影響するというので、内容の充実を図るような表現もぜひ加えて、その上でさらに普及させていくことというふうな、上から4番目になりますか、このような表現をしたほうがよろしいというご意見がありました。この点についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○松原委員 第三者評価を受けることのインセンティブは今、あんまりないんですね。より、受ける側も進んで受けられるようになるというふうなところ、非常に、今のところ、都全体の保育所数から比べると第三者評価を受けていらっしゃるところは少ないので、もっと増えていくべきだなと考えていますので、発言だけします。

○網野部会長 はい。趣旨を少し、その点も踏まえながら、今の点はよろしいでしょうか。

それから、全体の趣旨として、やはり、不足している部分ということも考慮して、例えば、13ページ、あるいは15ページのあたりでの表現の中に、保育の総量を増やしていくという趣旨をもっと明確に記すべきだというご意見をいただきましたが、この点はいかがでしょう。特にご意見がなければ、それを反映させたいと思います。

それから、永瀬委員から、もう1つありました。16ページの「2 在宅子育て家庭への支援」の1つ上の○ですね。もうちょっと具体的な背景がわかるような表現をということなんですが、先ほどちょっと例示がありました。この件で、ご意見をいただければと思います。明らかに社会保障制度の見直しという背景にある大きな問題を、もう少し例として出したほうがいいのかと思います。例えば、どういうふうな表現がよろしいでしょうか。

○永瀬委員 「育児休業をとる権利、あるいは育児休業給付等に関して正社員と非正社員で大きな差があるなど」でしょうかね、その辺は事務局のほうでよく考えていただきたいと思えますけれども、これだけだとちょっとわからないのではないかなというふうに思えます。

○網野部会長 具体的に、両者の間で差である部分を例示するというこのほうがわかりやすいだろうということでしょうか。

○永瀬委員 はい。正社員として働いている人のみに有利な社会保障制度ではない部分もちろんあるわけで、例えば、専業主婦に優遇されているとか、もちろんそういう議論はもちろんあるわけでございますから。ただ、こういうふうに書きますと、よく意味がわかりません。具体的に、この中で書いてあることとしては、その育児休業が、実は、今、大変増えている契約社員、あるいは派遣等ではとてもとれないものになっているという

ことがありますし、それにまつわるいろいろな給付等ももちろん受けられないだろうと。それから最近、年金制度で育児支援というふうに言っていますが、それも育児休業をとった人にしか適用されないものでありますから、そういった意味で、非正社員が増えているということへの対応が少ないことを書いてもいいのではないかと思います。

○網野部会長 はい。特にここは労働環境の整備ということですので、専業主婦までは視野に置いた表現ではありませんので、今のような、指摘いただいた方向、例えば、一番具体的には、育児休業で正社員と非正社員との間に格差があるという例を書くということによろしいでしょうか。

企画起草委員会でも、かなり、もみながら進めてきましたので、どなたか委員の方がおっしゃったように、根本的な議論は生じてはいないかと思います。今回の審議会で重要な部分かと思いますが、都加算については、先ほどのような趣旨で、これ、相当、踏み込んでいると思いますけれども、そのような部分では、最終的には、やはり合意を得て進めたいと思いますので、先ほど幾つか触れた点をさらに検討して、報告書の案の表現として、また、事務局と詰めて、その内容で十分議論をしながらまとめるということを進めていきたいと思います。

特にほかにはないでしょうか。

○松原委員 細かい日本語の問題で、8ページの「認可保育所への期待」の最初の○のところの、最後ところの「認可外保育施設では対応し難い特色」というのは、これは僕の日本語の趣味なのかもしれませんが、「対応し難い特色」というのはよくわからないので、「対応し難いサービスの提供という特色」とか、何か目的語か何かを補っていただくと。「対応し難い特色」というのは、ちょっと日本語的に、僕にはなじまない。ちょっと表現を工夫していただきたいと、細かいところですが。

○山田委員 私も、細かいのですが、まず7ページで、「小一プロブレム問題」というのがあるんですが、これ、実は私、ラジオでもちょっとしゃべったのですが、どうも、調べましたら、やっぱり「小一プロブレム」と使うことのほうが多いみたいです。文献をいろいろ当たったのですが、「小一プロブレム問題」というのも確かに使われていましたが、やはり、「プロブレム問題」というふうに2つ重なるのはまずいだろうと思うので、これは「小一プロブレム」にしておいたほうが無難かと思うのがまず1点です。

次は17ページの○の4つ目で、「こうしたネットワークの中で、保育所の支援が必要な子どもや家庭を発掘し」の「発掘」はまずいだろうと。人材発掘とか宝物発掘みたいに、いい意味で使うわけで、まあ、「見出し」とか「見つけ」とか、その程度にしておいたほうが無難かと思います。

あと、もし、つけ加えるならば、17ページのところなんですが、「子ども・家庭への支

出は5%未満に過ぎない」の後に、「これは先進国の中でも最低水準である」とか、「欧米に比べ、大変低い」とか、それも加えておいていいかと思います。多分、それは資料は幾らでもあると思いますので。これは特に問題になるところではないと思いますので。

○網野部会長 はい、今のつけ加えることはよろしいでしょうか。確かに、字句であまり適切でない部分、指摘していただきました。

○永瀬委員 もう1つ、細かいところなのですが、9ページの下から4つ目の○で、「これ以上放置してはならない」というのがすごく強く私には読めたのですが、私としては、「保育に欠ける」要件に該当しないという理由だけのために自助保育を余儀なくされる人をこれ以上放置しておいてはならないと、そこまで強くは思わなくて、一番これ以上放置してはならないと思うのは、保育所に入りたくても量が足りなくて入れないという状況、そういう中で、女性が離職したり、あるいは、子どもを持たないという決断、あるいは、なかなか持てないでいたりという、そういう状況をこれ以上放置してはならないというところ。あるいは、子育てが非常にしにくい、それは専業主婦家庭を含めて一定層に子育て負担がかかっている、それゆえに東京都で子育てが非常にしにくくなりつつあり、その方向がさらに強まって、働いている家庭でも専業主婦家庭でも、両方とも子育てがしにくくなっているという状況をこれ以上放置してはならないというふうなことを思います。

○網野部会長 はい、これは皆さん、もちろん異論はないと思いますので、そういう子育て家庭の負担、それから困難性、このことを放置してはならないという趣旨で、もっと明確に書くということで検討をさせていただきます。

○松原委員 最初のほうの部分でいいんじゃないですか、問題意識の部分で。

○網野部会長 ほかに特にございませんでしたら、ほんとうに中間報告、それから最終報告ということで、随分いろいろ議論をいただきまして、完全な合意というところまではいかない部分もありますが、おおよその方向性を示す内容になっているかと思います。この内容を、いろいろ課題も出てきましたので、事務局とまたいろいろ進めさせていただきますが、次回、4月20日の拡大専門部会でこの最終報告案を検討したいと思います。それほど時間がありません。あと、1週間ぐらいしかありませんけれども、この拡大専門部会で検討を行って、本委員会で決定というふうに進めたいと思います。最終的な、きょうの重要な内容を踏まえて、また、最終草案をまとめていきたいと思います。

それでは、今後の予定ですが、今、申し上げましたような4月20日、これは午後6時からということで拡大専門部会を開きます。その後、5月6日、これは午前10時から本委員会を開催することになります。

事務局から、何か確認、ご連絡はございますか。よろしいですか。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。長い時間、ご審議ありがとうございました。

閉会